

亀岡市土地開発公社定款

亀岡市土地開発公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この土地開発公社は、亀岡市土地開発公社（以下「公社」という。）という。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、亀岡市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を京都府亀岡市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、亀岡市公報に掲載して行う。

第2章 組織及び会議

第1節 役員及び職員

(役 員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事5人以上10人以内（内理事長1人）

(2) 監 事 2人

2 理事の内1人は、常任とする。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、第16条の議決事項を審議決定する。

4 監事は、民法第59条に掲げる職務を行う。

(役員の任命)

第8条 理事及び監事は、亀岡市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 常任理事は、理事の内から理事会の同意を得て理事長が任命する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

ただし、理事長の許可を得たときは、この限りでない。

第2節 理 事 会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上の者もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事はやむを得ない理由のため、理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

5 緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、理事長は書面による可否を求めて理事会の議決にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更又は業務方法書の制定もしくは変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正もしくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）

又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 公社の基本財産は、500万円とする。

- 3 基本財産は、安全、且つ、確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第21条 公社の予算、事業計画及び資金計画は、理事会の議決を経て当該事業年度の開始前に亀岡市長の承認を受けなければならない。

これを変更しようとする時も同様とする。

2 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て亀岡市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、尚残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、尚不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 郵便預金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑 則

(解 散)

第24条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ亀岡市議会の議決を経て京都府知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済して、尚残余財産があるときは、その残余財産は亀岡市に帰属する。

(規程への委任)

第25条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款又は業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、亀岡市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず公社の成立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、京都府知事の認可を受けた日から施行する。ただし、改正後の亀岡市土地開発公社定款第17条の規定は、昭和48年9月1日から適用する。

附 則

この定款は、京都府知事の認可を受けた日から施行する。

(昭和50年8月7日)

附 則

この定款は、昭和63年12月24日から施行する。